

#### ④ 計画見直しの方向性

人口ビジョンに基づき見直しを行う場合、教育・保育の確保量を見直さなければならぬ状況にあります。

そのため、計画上の見直しの方向性は以下のとおりと考えています。

##### ア) 確保内容見直しの方針

###### 1号教育

各年度とも確保量が不足しているものの、現行の幼稚園の確保数が上回っていることから、総数を引き上げることにより対応します。

###### 2号教育

確保の内容が1号教育と重複しているため、1号教育と同様の対応となります。また従前どおり、幼稚園の意向を踏まえ認定子ども園化を推進します。

###### 2号保育

各年度とも確保量が不足しています。②特定教育・保育施設の整備により対応します。

###### 3号保育

平成 29 年度の確保量が不足しています。②特定教育・保育施設及び③小規模保育・家庭的保育の整備により対応します。

##### イ) 計画の定期的な見直しの方針

量の見込みは、人口推計とニーズから算出されています。

毎年度の人口動向を注視しつつ、必要に応じて量の見込みについて見直しを行なうとともに、確保の内容も見直していくこととします。

##### ウ) 計画を見直してもなお見込みきれなかった需要への対応

量の見込みのもう一方の構成要素であるニーズについても、社会経済状況の変化に伴い女性の社会進出等から、ニーズ調査と実態が乖離する可能性があります。

これらについては、保育の申し込み状況等を踏まえ、適宜弾力化の対応を行なうと共に、公共施設及び民間保育施設の空きスペースを利用した定期的利用保育の実施等の緊急的な対応についても検討していきます。